

県への要望事項（H23秋季）一覧表

要 望 事 項	
1	空き家・廃屋等対策の法的根拠の整備について
2	合併特例債の延長について
3	標準的な震災対策本部のモデルの提示等について
4	原子力安全協定の締結について
5	原子力発電所再稼働の延期要請について
6	ひきこもり地域支援センターの整備について
7	既存単独処理浄化槽の撤去費に対する県補助金制度の創設について
8	合併処理浄化槽の設置補助について
9	里山維持管理費の補助継続について
10	沼ヶ原湿原等における自然植物等の鹿による食害対策について
11	産業廃棄物対策について
12	高齢者等見守り事業に対する支援について
13	医療費助成制度の現物給付に伴う現行補助率の維持について
14	自殺予防対策について
15	児童福祉施設整備への支援事業について
16	平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について
17	農業農村整備事業予算の確保について
18	栃木県単独土地改良事業に関する予算確保と拡充について
19	広域(都市間)交通の充実について
20	学校施設環境改善交付金について
21	市町への教職員人事権の移譲について

空き家・廃屋等対策の法的根拠の整備について

現在、少子高齢化、核家族化等の進展により、市街地、中山間地域にかかわらず空き地・空き家といった適正な管理がされていない不動産が増加するなど、周辺に外部不経済をもたらす土地利用が発生・増加している状況であります。

空き地・空き家は、管理する人がいなくなることで、雑草の繁茂、火災の発生、不審者の進入等など、近隣の住民や自治会などから防犯・防火に関する相談、苦情が寄せられている状況にあります。

また、個人情報保護の面もあり、所有権利者の状況や連絡もできない状況にあり、空き家対策は、全国的な問題として顕在化しております。

こうした中、国においては、空き地・空き家等外部不経済対策として空き家再生等推進事業等に取り組んでおりますが、相続等により所有者が不在・不明で管理が困難となっている空き地・空き家も多く、不動産の適正管理のための課題となっております。

つきましては、地域ごとの現状を調査し、所有権利者を特定して、しっかりとした管理を依頼することが基本となりますが、所有権利者が不明な場合や廃屋の状態など空き家対策を進めるための法的手続きの整備を国に対し働きかけていただくとともに、県において市町が円滑かつ実効的に対応できる方策を検討していただくよう要望いたします。

合併特例債の延長について

合併市町村においては、法律の規定に基づき合併後10年度に限り、市町村建設計画に盛り込まれた事業に合併特例債を充当することができることとなっております。各合併市町村は、これまで、道路、学校、コミュニティ施設などの整備に活用し、合併後の新しいまちづくり、一体性の醸成などを図ってきたところであります。

こうした中、国におきましては、今回の東日本大震災により被災自治体が、復旧・復興事業を最優先に取り組むために、合併特例債事業の中断や大幅な遅延は避けられない状況であることから、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が可決され、東日本大震災により被災した自治体（特定被災地方公共団体及び特定被災区域を有する自治体）を対象に、特例債の発行期間が5年間延長となりました。

しかし、延長自治体同様の市有施設損壊等、甚大な被害を受けながらも、全壊家屋がないために、延長要件には該当しない合併市町村におきましても、すでに震災による企業活動への打撃や物流の停滞等による資材調達の遅れにより、多数の事業の年度繰越を行う等の影響が発生しております。

さらに、今後は延長自治体と同様に被災施設の大規模改修や、防災の観点からの事業計画の見直し等も必要となり、合併特例期限までに計画された諸事業の着実な推進が大変厳しい状況にあります。

つきましては、延長自治体以外の合併市町村に対しても、特例債発行期限の延長措置を速やかに講じていただけますよう、国に対して働きかけていただくよう要望いたします。

標準的な震災対策本部のモデルの提示等について

東日本大震災に際し、自治体の庁舎は被害を受け、対策本部の建屋として機能を果たさなかった自治体もあったところであります。

市町村の対策本部は、最前線の指令拠点として絶対に必要なものであることから、対策本部として機能できる建屋の確保（本部用の自家発電などの設備の確保を含む）につきまして、専門家の意見を聞きながら標準的対策本部の在り様、言い換えれば理想とする対策本部のモデルハウスを、県または国において示していただくよう要望いたします。

また、各自治体が整備する際の費用につきまして、低利の起債または交付金、交付税により支援していただき、市町村の負担を軽減していただくよう併せて要望いたします。

原子力安全協定の締結について

今回の原発事故に伴う放射能汚染は、国が原発の半径8 km～10 km圏と定めたE P Z（防災対策の重点地域）を越え、東日本全体に大きな被害をもたらしました。特に、隣接する本県では、事故現場から100 km近くも離れているにもかかわらず、県北地域を中心に県内全域で甚大な影響を受け、今もその対応に追われているところであります。

まして、茨城県東海村の日本原電(株)東海第2発電所や那珂市の日本原子力研究開発機構核融合研究所からは、30 kmあまりと近接しております。福島原発事故では、避難区域が30 km圏外まで及んでおりますことから、同様の非常時には栃木県東部も重大な被害を受ける可能性が懸念されます。

万一の事故の際、情報収集すらままならない状況では、市民、県民の安全を守ることはきわめて困難であります。

すでに、京都府、滋賀県、鳥取県などは、原発事業者に対し、原発立地隣接県との安全協定の締結についての協議や安全確保に向けた情報提供の徹底を申し入れており、関西電力は、原発再稼動に際して隣接する京都府の了解を必要とする安全協定の締結を協議することとしております。

こうしたことから、本県におきましても、県内市町を代表して、茨城県東海村や福島県双葉郡富岡町など隣接県に立地する原子力事業者と県が原発施設の新増設に対する事前了解や事故・故障時の立ち入り調査、運転停止要求などを含めた安全協定を締結するよう要望いたします。

原子力発電所再稼働の延期要請について

政府では、従来の経済産業省の原子力安全・保安院を分離し、内閣府原子力安全委員会や文部科学省の環境モニタリング機能などを統合した「(仮称)原子力安全庁」を環境省の外局として、来年4月をめどに設置する方針としております。

現在、栃木県に隣接する茨城県東海村の日本原電株東海第2発電所は、定期検査中であり、施設損傷の影響で、再開は大幅に遅れる見通しであります。

これを含めた停止中の原発の再稼働につきましては、新たに組織される国の「(仮称)原子力安全庁」が発足後、安全性確保の新たな基準を設置するまで延期するよう、国に対して働きかけていただくよう要望いたします。

ひきこもり地域支援センターの整備について

家や自室に閉じこもってほとんど外に出ない「ひきこもり」は、大きな社会問題となっており、内閣府の推計では全国に70万人、予備軍は155万人と報告されておりますが、その実態はよく分かっていないのが現状であります。

また、「ひきこもり」になった要因も、単一の疾病や障がいではなく、生物学的要因、心理的要因、社会的要因が複雑に絡み合って、この現象を生んでいるといわれております。

そのため、重大な社会問題であると認知されているにもかかわらず、プライバシーなどの問題もあり実態の把握や要因の調査ができていない状況で、各市においてもその対応に苦慮しております。

国においては、こうした問題解決のために、ひきこもり関連施策に取り組むとともに、「ひきこもり対策推進事業実施要領」を定め、都道府県及び政令指定都市に対し、原則各2か所「ひきこもり地域支援センター」を設置し、児童期・成人期に応じた適切な相談等の支援が行える体制を整備するよう指導しており、現在、都道府県で19、指定都市で10のセンターが設置されているほか、自治体単独のひきこもり専用相談窓口が5県2市で設置されております。

本県におきましても、早急に設置していただき、この問題に全県をあげて取り組むとともに、問題解決にあたる専門的な知識をもった支援員の派遣や育成についても、検討していただきたく要望いたします。

既存単独処理浄化槽の撤去費に対する 県補助金制度の創設について

公共下水道等の集合処理が整備されていない地域におきましては、浄化槽による生活排水処理が、水環境の改善に大変有効な方法であり、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上を図るためにも、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が重要であります。

現在、国の支援制度として、撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合においては、最大9万円の限度額で1/3助成率、3万円が国助成金として認められております。

また、他都県におきましても、既存単独処理浄化槽の撤去及び再利用をする際の補助制度が設けられているところであります。

つきましては、大切な河川を守り、快適な生活環境を維持する観点から、本県におきましても、他都県と同様な単独処理浄化槽撤去費用に係る補助制度を創設していただきたく要望いたします。

合併処理浄化槽の設置補助について

生活排水処理人口普及率向上のために、国・県・市町村の3者による合併処理浄化槽設置に対する補助金交付を行っております。

国の補助金については、循環型社会形成推進交付要綱により事業費の1/3を限度に補助することになっております。

しかしながら、県の補助金については、栃木県浄化槽設置整備費補助金交付要領により、補助率を乗じて得た額を補助することになっているにもかかわらず、内示額は補助率を乗じて得た金額よりもかなり少ないもので、不足額分についてはすべて市町で負担しているのが現状であります。

一方、「新栃木県生活排水処理構想」においては、浄化槽による個別処理での普及率の最終目標値を、「旧構想」に比べて5%プラスし、17.5%とすると記述されております。

さらに、平成21年度末現在の生活排水処理人口普及率で見ると、特に県北地域の市町においては、県南地域の市町に比べても全体的に低い状況にありますので、生活排水処理人口普及率向上のためには、合併処理浄化槽設置に対する補助制度は欠かせないものであります。

つきましては、今年度から設置補助対象エリアが縮小されていることでもありますので、現状をご理解のうえ、市町に対して補助率どおりでの補助金を支出していただくよう要望いたします。

里山維持管理費の補助継続について

県におきましては、豊かな水や空気を育み安全で安心できる県土をつくり、さらには、地球温暖化の防止にも貢献するなど様々な働きをもつ大切な森林を、県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次に世代に引き継いでいくために、平成20年4月から「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入し、「明るい安全な里山林整備事業」などが実施されております。

特に明るい安全な里山林整備事業は、平地林の自然環境が保全され、通学路沿いや住宅地周辺にあるうっそうとした里山林で安全安心が確保され、地元住民もたいへん喜んでいるところであります。

これらは、里山整備後の維持管理につきましても、維持管理に必要な消耗品、燃料費など1ha5万円の補助が出て、地元ボランティアが維持管理を行っているところであります。

しかし、里山整備後の維持管理費の補助は、整備後4年以内となっており、補助終了後の事業区域の里山林としての維持が懸念されます。

つきましては、土地の形質の変更を行わない旨の協定を10年間として義務づけている期間内まで、維持管理費の補助を継続していただくよう強く要望いたします。

沼ッ原湿原等における自然植物等の 鹿による食害対策について

近年、沼ッ原湿原等におけるニッコウキスゲの花などの自然植物が、鹿による食害で著しく減少していることから、地元観光関係者および観光客から食害への対策についての要望が年々多くなっております。

平成22年7月27日には、鹿の食害から守る対策についての要望書が那須山岳救助隊、黒磯山岳会および那須山岳会の連名により国、県及び市に対して提出されました。

要望書の趣旨は、「貴重な高山植物の宝庫である沼ッ原湿原を鹿の食害から守り、次代に引き継ぐ更なる施策をお願いしたい。」ということであり、被害が広範囲にわたり市では解決できないため、県による柵設置等の鹿の進入対策が必要であります。

つきましては、近年問題になっている環境保護や観光客誘客に大きく貢献するため、鹿による食害対策を講じていただくよう要望いたします。

産業廃棄物対策について

産業廃棄物処理施設の過度の集中は、住民の生活・生産環境の保全に重大な支障をきたすのみならず、人と自然が共生するまちづくり推進の破綻を招くことから、「総量規制」など、より一層の立地基準の強化が求められています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの災害廃棄物が発生し、その処理について過度の負担となっているだけでなく、福島原発の事故による放射能の影響から市民の安全安心な生活が脅かされているところであることから、下記のことにつきまして県の更なる支援を要望いたします。

1 廃棄物処理制度に関すること

(1) 一地域に設置できる産業廃棄物処理施設の総量を規制するよう県独自の対策を講じるとともに、全国的な見地からの検討も必要であることから、環境省に対しても、こうした基準の設定等について引き続き積極的に働きかけを行うこと、並びに地域の実情に対応するため、許可権者である県知事の裁量の範囲の拡大について求めること。

(2) 産業廃棄物の最終処分場については、将来にわたる安全性、安定性、信頼性を確保するため、安定型最終処分場という類型を廃止するように、環境省に対して働きかけを行うこと。

なお、現在稼働中の安定型最終処分場については、安定5品目以外の廃棄物の混入がないように監視指導を強化すること。

(3) 事業者が廃棄物の適正な処理や安全な運搬を行うよう、事業者に対する指導、育成等を積極的に行うこと。

なお、不適正処理を行った事業者に対して、行政指導はもとより、許可取消し等の厳しい処分を速やかに行うこと。

(4) 最終処分場が事業者の経営破綻等により未閉鎖のまま放置された

場合、許可権者である県の責任を十分に自覚し、自らがその閉鎖について対処すること。

2 県の廃棄物行政に関すること

(1) 指導要綱に規定する最終処分場に係る距離制限（1 km 規制）を拡大するとともに、基準対象外となっている閉鎖処分場についてもその対象とすること。

(2) 指導要綱に規定する関係地域等の決定並びに隣接所有者等の同意取得に関する、工業専用地域等の例外規定を廃止すること。

なお、関係地域等の範囲も拡大すること。

(3) 県外産業廃棄物の流入について、指導要綱を改正し、中間処理目的で搬入される廃棄物に関しても協議を行うこと。

また、県内流入の総量の基準を設定し、本県に産業廃棄物流入が集中しないようにすること。

(4) 現在、事前協議が長期化する事例が多く、計画地周辺の住民には大きな負担となっているため、具体的な事業進捗が見られない場合は、指導要綱における事前協議の取下げの規定を厳格に適用すること。

(5) 指導要綱をないがしろにする反社会的とも言える事業者に対しては、万が一にも設置を許可しないこと。

3 東日本大震災の災害廃棄物に関すること

(1) 県内で発生した災害廃棄物の処理として、産業廃棄物の安定型最終処分場への埋立てが可能となり、さらなる廃棄物の集中が予想され、安定5品目以外の異物混入や運搬車両増加による交通事故等が懸念されるため、監視の徹底及び計画的な搬入を指導されたい。

(2) 福島原発の事故により放射性物質に汚染された廃棄物が県内に搬入されていることが判明した。あってはならないことであり、搬入された場合は速やかに排出先に戻すと同時に、放射性物質の測定などの対策を講じて周辺住民の安全を確保すること。

高齢者等見守り事業に対する支援について

国においては、悲惨な孤立死、虐待などを1例も発生させない地域づくりを目指すため、厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が実施するモデル事業として平成21年度～23年度の3カ年事業の「安心生活創造事業」及び自治体、住民組織、NPO、福祉サービス事業者等との協働により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援など、日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに対するモデル的な助成として平成23年度限りの「地域支えあい体制づくり事業」を実施しております。

県におきましては、平成21年度から、地域における高齢者見守りネットワークづくりを支援する目的で「一人暮らし高齢者見守り等支援事業」が実施されておりますが、高齢者等の孤立・無縁化の防止には至っていない状況であります。

つきましては、高齢者等の「日常的な見守り」や「買い物」などを、家族に代わって地域住民が連携して支援することで、地域社会からの孤立を防止し、住み慣れた地域で安心して生活をする事ができ、また、見守り活動を通して地域が互いに連携することで、地域コミュニティの再構築も期待されることから、県におきましては、市町が実施する「高齢者等見守り事業」に対して支援していただくよう要望いたします。

医療費助成制度の現物給付に伴う現行補助率の維持について

現在「償還払い方式」により助成を実施しております、重度心身障がい者、ひとり親家庭、妊産婦医療費助成制度につきましては、利用者から、医療機関窓口での支払負担や申請手続きの負担の軽減を求める声があり、各市としても利用者の身体的特性などから、利便性の向上が図れる「現物給付」の導入が必要と考えているところであります。

しかしながら、現物給付方式にした場合、医療費助成の補助率が1/2から1/4に減額されてしまい、各市におきましては、多額の財政負担を余儀なくされてしまうのが実情であります。

つきましては、医療費助成制度の支払い方法を「現物給付」にした場合におきましても、現行の補助率を維持していただくか、あるいは、現物給付にすることにより受診者の増加が見込まれるとすれば、少なくとも前年度の「償還払い」の実績分に加え、当該医療費の自然増の伸び率を乗じた分を助成していただくよう要望いたします。

自殺予防対策について

近年、全国的に自殺者の増加が懸念されており、地域における自殺対策の強化が喫緊の課題となっていることから、国の交付金により県に「地域自殺対策緊急強化基金」を設置し、県事業のほか、市町が取り組む自殺対策や民間団体の活動等の支援事業、及びかかりつけ医と精神科医の連携体制を図る「うつ病医療体制強化事業」等が実施されているところであります。

しかしながら、「地域自殺対策緊急強化基金」につきましては、平成24年度で事業終了となっております。

自殺予防対策については、追い込まれた人に対するセーフティネットとして、地域における自殺対策の強化など積極的な施策に取り組んでいくことが、最重要であることから、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 地域自殺対策緊急強化基金の延長を国に対し働きかけていただき、延長がなされない場合は、県におきまして地域自殺対策緊急強化事業の継続並びに拡充すること。
- 2 「うつ病医療体制強化事業」につきましては、うつ病に限らず、広く精神科疾患の早期発見と早期治療のための研修を、一般診療科医に実施し、「精神科疾患の早期発見・早期治療のための連携体制」の強化をさらに進めること。

児童福祉施設整備への支援事業について

平成20年から実施されております安心こども基金事業につきましては、実施期間が平成23年度までとなっております。

これまで、基金事業を活用し、子どもを安心して育てることができるよう施設整備をおこなってまいりましたが、地域の実情に応じた子育てサービスのニーズは高く、保育所をはじめとする児童福祉施設におきましては、老朽化の問題などから引き続き施設整備が必要とされている現状であります。

つきましては、地域の実情に応じた子育て支援施策の充実を図る観点から、平成24年度以降も安心こども基金の積み増し・延長を国に対し働きかけていただき、積み増し・延長がなされない場合は、県におきまして同様な事業を創設していただくよう要望いたします。

平成24年度以降の恒久的な子どものための 金銭の給付の制度について

現在、国において、現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に規定する子ども手当の手当額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基に検討されているところであります。

これらにつきましては、報道等によりますと3歳未満と3歳から小学生までの第3子以降は、月額1万5千円。3歳から小学生の第1子、第2子と中学生は、月額1万円とのことで、単価の増額と中学生が対象になることにより、従来の児童手当と比較して総支給額も大幅に増額となることが予想されます。

この制度改正の際には、地方自治法に規定する全国的連合組織の代表者その他の関係者と十分協議を行い、これらの者の理解を得るよう努めるものとしていることから、県におきましては、制度改正に伴う手当の増額分及び事務費や人件費分について国の責任において全額国庫負担で実施するよう国に対し働きかけていただくよう要望いたします。

農業農村整備事業予算の確保について

平成23年度の農業農村整備事業費は、大幅に削減された平成22年度と、ほぼ同額であり、予算削減が及ぼす影響は、現在施工中の農業農村整備事業はもとより、今後の農業生産の基盤となる整備が滞ることになり、食料の自給率の低下や営農意欲の低下により農業経済は悪化するものであります。

また、農業農村整備事業により整備された土地改良施設においては、今後の10年間でその約7割が耐用年数に達し、その維持補修費に多額な予算を必要とするとともに、土地改良施設は洪水の防止や環境の保全など公益的・多面的な機能を有しており、予算削減によりその施設の整備並びに維持管理を怠ることになれば、災害の発生を未然に防止することができず、農用地の荒廃を招くものであります。

県におきましては、今後の農業を継続的に発展させるためにも、必要不可欠である農業農村整備事業の予算確保につきまして、特段の配慮を賜りますよう強く要望いたします。

栃木県単独土地改良事業に関する予算確保と 拡充について

栃木県単独土地改良事業は、国の補助事業要件に該当しない農道整備事業等について、当該事業を活用することにより農業経営の合理化に大きな貢献をしてきました。また、これら農道整備に関しては土地改良区や農家から多くの要望をされているところであります。

このような中、県においては平成21年10月に策定した「とちぎ未来開拓プログラム」に基づき財政の健全化に向け取り組んでいるところであり、当該事業の大幅な予算縮減に伴い、各市町は単独事業により予算を確保し、整備改善に取り組んでいる状況にあります。

県におきましては「とちぎ未来開拓プログラム」に掲げた目標達成に努力していることは承知しておりますが、市町単独で農道整備を実施していくには十分な予算確保ができない状況下にあることから、栃木県単独土地改良事業に関する予算確保と拡充を要望いたします。

広域（都市間）交通の充実について

栃木県が平成23年2月に策定した「新とちぎ元気プラン」においては、重点戦略「暮らしを支える安心戦略」のプロジェクトの一つとして、「地域コミュニティ再生」がかかげられ、「移動不便地域における生活交通カバー率」を成果指標とし、「地域の移動手段の確保」を推進しております。

また、同プランを踏まえ、平成23年3月に策定された「人にやさしい県土60分構想」におきましては、基本施策の一つとして「公共交通の充実」を推進しており、この中で生活拠点内を細かく網羅する地域内交通を推進しております。

現在各市町におきましては、バスやタクシーを活用したデマンド型交通やコミュニティバスなどを積極的に推進しており、地域内交通のさらなる拡充・充実を図り、公共交通空白地域の解消に努めているところであります。

しかしながら、公共交通ネットワークを充実させるためには、「人にやさしい県土60分構想」にあるとおり、これら地域内交通の取り組みと併せ、広域・都市間における基幹となる交通の充実（バス路線の維持、新駅の設置など）が重要であります。

つきましては、この地域内交通と広域・都市間の基幹交通の二つが、一体となって進むよう支援・協力していただくよう要望いたします。

学校施設環境改善交付金について

次代を担う子どもたちの教育環境改善のため、国の「安全・安心な学校づくり交付金」を利用して耐震補強や校舎の大規模改造を計画的に実施してきたところであります。

本年度から、「安全・安心な学校づくり交付金」事業が「学校施設環境改善交付金」事業に改まり、本事業により各種事業を展開しようとしたしましたが、老朽化に伴う大規模改造事業は不採択の状況になりました。

築後の年数が多い学校については、老朽化による雨漏りなど教育環境の改善や衛生面の改善、また、生活スタイルの変化によるトイレの洋式化を早急に進め、より良い環境において子どもたちの教育の場を提供していく必要があります。

さらに、今回の震災により再生可能なエネルギー資源の普及を促進することが環境や子どもたちの将来に必要であると思われれます。

つきましては、これら教育環境の改善や再生可能なエネルギー資源の推進を図るため「学校施設環境改善交付金」の老朽化に伴う改造事業や太陽光発電装置設置に対しても速やかに採択していただけますよう、国に対して働きかけていただくよう要望いたします。

市町への教職員人事権の移譲について

現在、教職員の採用、異動・懲戒等につきましては県の事務となっておりますが、小中学校の設置・管理及び教職員の服務監督は市町の所管事務となっております。

市町村への人事権移譲につきましては、平成17年10月の「中央教育審議会答申」の中で、当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当とされて以来、これまで各方面で論議されておりますが結論には至っていない状況であります。

こうした中、大阪府におきましては、教育水準の維持向上を図るという県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない条件を付し、義務教育における権限と責任を明確にする観点から、来年4月から豊能地区に対し移譲することとなりました。

人的資源を最も効果的に運用するためには、一つの組織において総合的に人事管理を行い、責任の所在を明確にし、地域の実情に応じた教育の推進など、市町教育委員会の主体的な取り組みを促進する意味で、義務教育の実施主体である市町に対し、教職員人事権の移譲を要望いたしますが、小規模市町においては、教員採用への支障、人事異動の硬直化等を招く恐れがあることから、教育事務所単位などの広域での移譲について検討していただくよう要望いたします。

また、人事権移譲にあたりましては、マンパワーやノウハウを必要とする教員採用選考を共同実施するなど、市町教育委員会への支援策についても検討していただくよう併せて要望いたします。